

令和3年第1回定例会
新冠町議会会議録
第3日（令和3年3月9日）

◎議事日程（第3日）

開議宣告

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 芳住革二君	2番 長浜謙太郎君
3番 酒井益幸君	4番 武田修一君
5番 但野裕之君	6番 竹中進一君
7番 須崎栄子君	8番 氏家良美君
9番 秋山三津男君	10番 中川信幸君
11番 堤俊昭君	12番 荒木正光君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴海修司君
副 町 長	中村義弘君
教 育 長	山本政嗣君
総 務 課 長	坂本隆二君
企 画 課 長	原田和人君
町 民 生 活 課 長	坂東桂治君
税 務 課 長	佐藤正秀君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
建設水道課長	関口英一君
会計管理者	田村一晃君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	山谷貴君
町有牧野所長	工藤匡君

管 理 課 長	湊 昌 行 君
社 会 教 育 課 長	新 宮 信 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	佐々木 京 君
企 画 課 総 括 主 幹	楫 川 聡 明 君
企 画 課 総 括 主 幹	下 川 広 司 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	竹 内 修 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
税 務 課 総 括 主 幹	今 村 力 君
産 業 課 総 括 主 幹	三 宅 範 正 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	寺 西 訓 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	磯 野 貴 弘 君
管 理 課 総 括 主 幹	小久保 卓 君
管 理 課 総 括 主 幹	坂 元 一 馬 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	谷 藤 聡 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	曾 我 和 久 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	佐 渡 健 能 君
議 会 事 務 局 総 括 主 幹	伊 藤 美 幸 君

(午前9時58分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第1回新冠町議会定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、須崎栄子議員、8番、氏家良美議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、定例会第2日目に設置されました令和3年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に中川信幸議員、副委員長に氏家良美議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順に従い、発言願います。

長浜謙太郎議員の町有地の利活用とスーパーシティ構想についての発言を許可いたします。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い、町有地の利活用とスーパーシティ構想についての一般質問いたします。

公有財産である町有地の利活用は、大きな可能性を秘めた当町の伸び代であります。日高自動車道の延伸による、にいかつぷホロシリ乗馬クラブの移転に伴う西泊津町有地の再開発という実績を例に、公共施設の移転場所や建設予定地ともなり得、宅地、居住施設や商工業用地として環境整備をすれば、移住促進や企業誘致へつながるものであります。町としてある一定程度は保有しておくべき割合などもあるのですが、積極的に利活用を望む場所については公的機関や民間企業官民間問わず、改めて広く周知するべきと考えます。そして、近々に差迫り避けてとおることのできない議論として小中学校、診療所、恵寿荘

などの建てかえが挙げられます。現時点では当然公表できるものでもなく、まだ具体的にその段階にはないのですが、大方の目星はつけていることでしょうし、10年前の3.11の教訓から災害対策を意識したまちづくりとなり、津波や洪水からの何を逃れるためにより高くとの考えが求められます。

これらの構想に着手し移転、改築となった際には候補地として、まずは町有地を軸にその中から選定をしていくものと思われませんが、現実的に実現可能である潜在的町有地は果たしてどのくらいあるのでしょうか。想像しただけでもおのずとある程度に絞り込まれます。日高自動車道の工事により発生した残土を受け入れて埋め立てている西泊津地区のBゾーンは高台であり、景観や防災という観点からも魅力的な立地条件ではありますが、水源という問題があります。ですが、逆にいうと水の確保についてこの問題が解消されるならば、将来有望なエリアとなるでしょう。また、町有地という特性だからこそ取り組める事業もあるでしょう。ことしで光回線の敷設が町内全域で完了することでICTインフラの土台は整いました。テクノロジー開発の分野では5Gの先、6Gを見据えた最先端技術の応用に向けて日夜研究が続けられております。例えば、そう遠くない未来において地域公共交通に寄与すると思われる自動運転技術をはじめ、地方が直面する課題解決のためデータの蓄積により医療、福祉、教育、物流、防災あらゆるジャンルで先端的サービスを実用化する実証実験場所として、スーパーシティ構想へ名乗りを上げることは世間の注目も浴び、当町の知名度向上にも貢献します。

そこで、町有地の利活用とスーパーシティ構想について伺います。1、遊休地を含め公有財産である町有地の利活用の現状と今後の展望は。2、町有地の利活用の際に改正国家戦略特別区域法に基づく、スーパーシティ構想に取り組む考えは。コロナ禍の名のもとに、こういうご時世なのでというまくら言葉を銘打てば、いついかなる場合でも免罪符となってしまう世の中です。先行きは不透明で困難を極める中であっても、引き続き町政のかじ取りを担うと決意し、持続可能でよりよい町のために時期の出馬表明をした町長に敬意を表した上で、見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員からご質問の町有地の利活用とスーパーシティ構想について、お答えいたします。

まず初めに、町有地の中で遊休地となっている主な箇所につきましては、旧節婦小学校グラウンド、東町の東栄団地敷地内の未利用地がございます。現状の利活用状況としては、一時使用として日高自動車道の工事を始め公共工事における資材置き場や現場事務所として使用させておりますが、今現在、これといった利活用方は持ち合わせてございません。また、西泊津地区のB・Cゾーンにつきましては、議員ご指摘のように日高自動車道の残土受入れにより、景観に恵まれた広大な敷地となることが見込まれますことから、隣接する乗馬施設をはじめ、既存施設との利活用を含め今後のまちづくりの中でどのように活かし

ていくか十分な検討が必要と nghĩてございまして、町有地の遊休地とあわせ今後のまちづくりを進める中で、諮問機関や議会とも相談しながら、総合的に調査検討してまいりたいと nghĩているところでございます。

次に、2点目のスーパーシティ構想に關しまして、昨年5月に国家戦略特別区法の一部を改正する法律、いわゆるスーパーシティ法が成立しており、医療や教育など生活全般の課題にビックデータやAIといった先端技術を取り入れて、地域課題を解決するサービス実装、行政や医療など、複数分野間のデータ連携などを実現するもので、内閣府に公募して区域指定を受けると、国家戦略特区として事業実施に向けた大胆な規制改革が可能となるもので、十勝管内の1自治体で公募に向け取り進められてございます。スーパーシティ区域の指定を受けるにあたりましては、おおむね5分野以上の先進的サービス提供、民間事業者等の関与、構想全体を企画する者であるアーキテクト、地方公共団体の公募による必要な能力を有する主要事業者候補の選定、住民の意向の把握、データ連携基盤の互換性確保及び安全基準の適合性、住民等の個人情報の適切な取り扱いなどの指定基準をクリアする必要があると nghĩいます。

町有地の利活用に關しまして先ほども申し上げましたが、現時点で将来的な方針が定まっていないう中、構想など定めるプロセスの中でスーパーシティ構想というものが、町が進める町づくりにふさわしいか否か、先進事例を含め慎重な調査研究が必要と nghĩてございまして、ご理解を賜りたいと nghĩいます。

○議長（荒木正光君） 長浜議員、再質問ございましてか。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） スーパーシティ構想について確認させていただきたいと nghĩいます。町長の答弁の中では、まだその段階にはないうということ、考えはないうことだったのでしょうが、1月8日にZOOMによって行われた自治体への説明会がございまして。これに關しまして、検討そして参加の有無について伺いたいのが1点と、このスーパーシティ構想に關しましては、当初の締め切りは3月26日までとなっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、4月16日までに延期されており、また2021年秋以降に2回目の公募を予定するという報道もあります。状況にもよると nghĩいますが、改めてスーパーシティ構想についての考えが改まった際には検討、そして議論の余地はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員の再質問に対し、総合的に答弁させていただきたいと nghĩいます。町有地の利活用方に当たって、町として特段利用制限があるものでもございせんが、利用する案件や目的によって法規制にかかる場合や地域住民とのコンセンサスが必要となる場合もあると nghĩておりますので、ご理解を賜りたいというふうに nghĩいます。また、昨年12月末内閣府地方創生推進事務局から各自治体宛てのメールにて、スーパーシティ区域の指定に關する公募開始とあわせ、説明会をオンライン形式で年明けの1月8日

に行う旨の通知文が届いております。当町としては、先に申し上げましたがプライバシーの保護を含めた倫理管理、職員の専門的知識や配置人数に加え、コンサル業者との連携など課題も多く、今回のスーパーシティ構想の取り組みを進めるには時期尚早と考え、オンライン説明会の参加を見送ることといたしました。しかしその一方、議員のご提言のように知見を広めることは大変重要と考えますので、再びこのような機会のありましたなら、ぜひとも職員を参加させたいと思っているところでございます。繰り返しとなりますが、町有地の利活用検討も含めスーパーシティ構想が町が進める町づくりにマッチするか否か、慎重な検討が必要と考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。また、外部コンサルタントのあり方につきましては、いろいろな考え方があることも十分理解するところですが、職員の限られた能力と人数にあつて、本構想の実現のためには専門性や総合戦略性を備えたコンサルは必要だと考えているところでございますので、あわせてご理解いただきたいというふうに存じます。以上でございます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○2番（長浜謙太郎君） ありません。ありがとうございました。

○議長（荒木正光君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

次に、酒井増幸議員の当町における定住・移住促進についての発言を許可いたします。
酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 議長より発言の許可をいただきましたので、当町における定住・移住促進について質問いたします。

全国各地で人口減少は深刻な問題となっております。少子化に加えて青年世代の減少により、まちづくりの観点から将来的に危惧を感じております。定住・移住支援事業を実施しておりますが、人口減少に歯止めがかからないと推察いたします。現在は地方創生第二期であり、国では長期目標をかかげています。しかしながら、人口減少問題は待ったなしであり、計画的な定住・移住体制が必要であります。昨今、地方移住の機運はにわかによりつつあると考えます。農業への企業のあこがれやコロナ禍により、都市において感染症対策の観点から急速にテレワークの普及が進められ、結果として地方分散型社会の動きが進められています。総務省の過疎地域への移住者に対するアンケート調査では、地域の魅力や農漁村の関心が移住に影響した行政施策では、移住先の地域や暮らしに関する情報提供と総合的な窓口相談、空き家情報と斡旋、改修費や定住・移住奨励金補助が比較的高く、働き口の紹介、出産子育てにかかる費用の支援が高かったことから、当町におきまして情報発信と相談体制の充実を求めます。

定住・移住施策に関して住居奨励金、改修等助成金、引っ越し費用助成金等を行っておりますが、定住・移住に関する相談体制の充実を図るべきであり、LINEは今や日常生活には欠かせないツールであり、各自治体で広がり続けております。相談体制の充実と膨大な情報発信にも対応できますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。加えまして、新冠町のPR動画を活用し地域の魅力発信、ホームページ、SNSで情報発信すべきと考

えます。子育て世代移住体験ツアーについてですけれども、愛媛県今治市の例では先進的な取り組みをしております。移住は大きな決断でありますので、移住の意思が強い子育て世代を中心に、参加者一人一人に特化した完全オーダーメイド型の無料体験ツアーを実施し、地元の方々と出会いの場も含まれており、学校の先生や地元移住者ども体験を深め、移住後の生活をイメージしやすくするなど、コミュニケーションの充実を図り、移住者数は前年度対比3倍の298人であったそうです。地域ぐるみで移住希望者にしっかりと情報を伝えていくこと、加えて体験者の口コミはWeb用いて拡散に注力した成功例であります。コロナウイルスの影響で密集、密接を避け、自然豊かな旅先でITCを活用してワーケーションへの関心が寄せられ、導入の動きが始まっております。ワーケーションはワーク仕事、バケーション休暇を組み合わせた造語で、通常のオフィスではなく観光地など滞在しながら仕事をする働き方で、テレワークの一種と位置づけられております。主に関係人口の増加を目的としており、都市部に住みながら地方と継続的にかかわることで将来的移住者にも期待できるのではないかと思います。

将来を見据えた支援の方策について伺います。進学や就職で故郷を離れ、再びふるさとで能力を活かしたい。住みなれた町にUターンして生き生きと暮らしていきたいといった場合について、まちづくりの観点から成年世代は大切でありますし、活躍されることで活力や希望が生まれると思います。当町におきましても、地域おこし協力隊の政策を講じておりますけれども、農業以外の異業種も支援策の必要があるのではないかと考えます。支援策の検討が必要と考えます。

定住・移住促進について今後も地域の活性化を含めた企業支援策や関係人口の増加も必要と考えまして、将来的な展望を含め所見を伺います。昨年度、今年度の定住・移住促進住宅奨励金を活用した新築中古住宅それぞれの取得実績と目標達成については。2つ目、定住・移住促進の地域や暮らしに関するPR動画と子育て移住体験ツアーを企画しては。3つ目、定住・移住前後の暮らしに関する総合相談窓口と電話やLINEによる相談体制の強化をしては。新冠温泉施設を1部利用して企業にワーケーション対応しては。5つ目、成年世代Uターン者の企業支援策について、新規または相続した個人個人事業主へ支援を講じていく考えは。5点について町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員からご質問の当町における定住移住促進についてにお答えいたします。

町行政を進める上で人口減少、少子高齢化を意識し対応しなくてはならないことは、現在の当町総合計画においてもまちづくりの基本方向として定めているところであります。このことから、各分野において定住・移住に結び付く、関連する事業を実施しているところでもございます。

1点目の定住・移住促進住宅取得奨励金の実績、目標達成についてですが、令和元年度

実績では住宅新築は6戸の目標値に対し12戸、中古住宅は当初見込んでいませんでしたが5戸の実績となっており、今年度については2月末現在、住宅新築6戸の目標値に対し1戸、中古住宅は見込んでいませんでしたが、3戸の実績となっております。

2点目のPR動画と移住体験ツアーの企画についてですが、町のホームページなどで定住移住促進に向けた町のPRを効果的にどう表現していくかということ動画を限らず、さまざまな方策を検討していきたいと考えておりますし、子育て世帯移住体験ツアーの企画につきましても、現在目標とする具体的などころをもっていないことから実施に至ってございませんが、当町を体験していただくということではインパクトのある事業と思われると思います。朝日・太陽のお試し体験住宅を利用していただく事業と合わせ、さまざまな事業形態を検討していきたいと考えてございます。

3点目の定住移住に関する窓口相談体制の強化についてですが、定住・移住前のご相談は企画課において現在も対応させていただいており、定住・移住後は一町民として役場の窓口だけでなく、各所で電話やご来庁により町民の方に寄り添った相談に心がけており、総合相談窓口としてのLINEの利用というご提案もございまして、新しいコミュニケーションツールに行政サービスとして、有効と思われるものがあれば検討していきたいと考えてございます。

4点目の温泉施設を利用した企業へのワーケーション対応についてですが、新冠温泉施設はご承知のように指定管理者による運営を行っているところであり、最大の利益が得られるよう企業努力をされ、営業形態も指定管理者が検討・実施していくことを基本としてございます。新冠温泉において、実際にワーケーションという形で宿泊された方がいらっしゃるということも伺っておりますが、今後ワーケーションを経営戦略の中にどう取り込んで行くかは、指定管理者の経営判断に委ねてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

5点目の起業支援策または新規、相続した個人事業主への支援についてですが、現在のところ新たな起業支援策の考えは持ち合わせてございませんが、誰もが予期しえなかった新型コロナウイルス感染症の社会・経済への影響が大きくあることから、この先も予期し得ない景気状況などにより、事業者支援が必要な状況になることも十分考えられます。町内事業者支援の政策は商工事業者のみならず農・漁業者も合わせ、都度効果的な事業を商工会や農・漁協などとも協力しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、再質問ございませんか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 再質問いたします。相談や情報を伝えることは基本でありますけれども、しっかりと定住希望者や移住後に寄り添う相談体制、情報発信は成功の鍵となります。実際に当町を訪れた生の声は重要と考えております。また、移住対象者は年代によって移住前後の問題意識は異なります。若年層から中年層は就職先の仕事情報であっ

たり、子育て世代は教育、子育て、生活コミュニティー、日常インフラ等の情報が必要であります。まちづくりの観点から定住・移住を阻むものと町内外から見える問題点についてでありますけれども、空き家情報が乏しいとの声が寄せられていますが、定住者に対して例えば子育て世帯が公営住宅に入居し、その後夫婦ともども共働きにより、子ども同居で働いている家賃の段階が最高額になったとします。中古住宅や借家を探しますが見つかりません。そのまま住まれる方もおりますし、子どもが別世帯になる。新住居を求めて町外に転出される。また、新築を購入されるケースでもあります。土地について利便性と安全性を重視した住まいを求めるニーズは高まっており、希望にかなう宅地が不足しております。住居先の課題についてでありますけれども、参考資料を提出いたしましたの内閣府農漁村地域に関する都市住民が定住する際の問題点は何か。複数回答でありますけれども、1 定住するための仕事がない 63%、買い物・娯楽施設が少ない 44.3%、地域内を移動する交通手段がない 44%、4 医療機関の整備 37%、5 受け入れるサポートの未整備 29.1%、子どもの教育施設が少ない 25.9%、保育所等就学前の子育て環境が不十分 21.3%、介護施設・福祉施設が少ない 19.9%、近所に干渉されたプライバシーが保てない 17.6%、地域住民が受け入れに消極的 13.1%の調査結果がございました。今後、雇用、買い物など生活施設に関する幾つかの項目がありましたが、どのような視点をもって特色を生かしながら特化したまちづくりを目指すことにより、都市や他の自治体と今後も遜色なく、結果的に定住・移住に結びつくのではないかと考えます。

定住・移住促進について2点伺います。定住・移住に関して空き家情報の不足と宅地開発の遅れが障害要因ではないか。2つ目、定住・移住促進にどのように向き合い、将来的に施策を推進していくのか。また、まちづくりの観点から将来的にどのように特化していくのか。町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員の再質問にお答えいたします。

空き家と申しましても空き家の状況、管理されている方の思い、考えもありますし、宅地開発も同様に土地所有者と一体となって取り組んでいくことが必要であり、大切だというふうに考えてございます。町といたしましては、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、診療所の病床再開や検診費用の無償化、小中学校の学校給食費の無償化、次世代を担う子どもの誕生を祝う子ども誕生祝い金給付事業、光回線の未整備地域における整備推進、さらには農業に係る担い手対策として新規就農対策及び農家子弟の親元就農対策に取り組んでいるところあり、こういったさまざまな事業を継続していくことにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現につながり、さまざまな事業をバランス良く行うことで魅力あるまちとなり、結果当町に住んでいただける人、住み続けられる人、住みたいと思う人が自然に増えてくるのが理想だと考えてございます。

いずれにいたしましても、先ほど来から定住移住対策にかかる貴重なご提案、ご意見等をいただいております。町といたしましても議員おっしゃられていることも含め、定住移住対

策に対しどう厚みをましていくか、また効果的な事業展開について調査研究してまいりたいと考えておりますが、一方で町が抱える政策課題は多岐にわたっているところでありますので、財政状況もかんがみながら総合的に判断し、引き続き定住移住対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、再質問ございますか。

○3番（酒井益幸君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の小中学生のマスク着用についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 議長より発言の許可を得ましたので、小中学生のマスクの使用について通告に従い、質問いたします。

コロナ禍でマスク着用が習慣化し、昨年の臨時休業が明けてからは学校現場でもマスクをつけることが日常となり、マスク着用に関しての指導が徹底されているものと思われまます。しかしながら、登下校時においてマスク未着用の児童生徒が、肩を寄せ合って談笑している姿を見受けることがあります。マスク未着用のその姿を見て、児童生徒の健康を不安視する地域住民もいるのではないかと思います。2度目の緊急事態宣言下では、ほぼすべての人がマスク着用を始め、マスク未着用者に対する世間の目がより厳しくなっているように感じられます。そのような中、マスク着用をしていないと非国民のように思われ、マスク着用を強要するマスク警察が怖くストレスも重なり、マスク着用による肌荒れが酷くなったり、またバス乗車中にマスクを外すと過呼吸気味になり、マスクしろと怒鳴られた上、降車後に追いかけるというトラブルに巻き込まれるなどの新聞報道等があり、感覚などの五感が敏感に反応するなど、間隔過敏でマスクを使用したくてもできない人がいることを理解できていない状況があります。

発達障害や感覚過敏などの特性がある子どもの中には、マスクが肌に触れるのがつらかったり、着用する必要が理解できないなど、そのあたり前に適応できないケースがあります。国立リハビリテーションセンターの発達障害情報支援センターが、1月に公表した発達障害のある人の保護者や家族を対象にした、昨年7月から8月にかけての調査結果、回答500件では回答した当時の年代別で小学生32%、中学生14%、15ないし18歳が11%を占めた中、マスク着用について我慢してマスクをしているが35%、マスクをすることが難しいが13%をあわせると、5割近くが困難さを感じている結果となっています。これらの結果からも、少なからずもマスク着用が難しい児童生徒がいるものと推察されます。苦手な理由はそれぞれで、個々に応じた工夫が求められる中、学校現場ではその対応や配慮がなされてご苦労されていることと思います。マスク着用の悩みは児童生徒ばかりではありません。地域住民の中にも同様の悩みを持つ人もいることでしょう。学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき課題と考えます。

障害や病気などのさまざまな理由でマスクをつけられない事情を理解している地域住民

は少ないと思われます。マスクをつけたくともつけられない事情を可視化させ、意思表示をする意思表示カードをネームホルダーに入れて使用してはどうでしょうか。学校現場でのマスク着用の指導内容と意思表示カードの使用について伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 但野議員からご質問の小中学生のマスク着用について、お答えを申し上げます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴いまして、当町においても新しい生活様式によるさまざまな感染予防対策が講じられているところでございます。小中学校におきましても、文部科学省や北海道が示すマニュアルを基本といたしまして、教育活動の見直し、手洗いや換気の徹底、消毒、マスクの着用など、それぞれの対応を図っているところでございます。

学校におけるマスクの着用に関しましては、現在のところ疾病などを理由として着用が難しいとする児童生徒はございませんけれども、授業中などに息苦しさ、あるいはストレスを訴えるものが散見されております。各学校におきましては、マスクの有効性に加えまして、着用による体調不良等の健康上の問題についてもあわせて指導しておりますけれども、息苦しさや不快感などを感じた際には、無理をせずにマスクを外すなど、自分自身の判断で適切に対応できるようにもあわせて指導をしているところでございまして、登下校時においても同様の指導を行っているところでございます。

ご指摘のマスクを着用できない場合の意思表示カードにつきましては、さまざまな自由でマスクを着用できない方が、意思表示をするための取り組みが進んでいることは承知をしているところでございまして、これは周囲への理解を図る上で、手段の一つとしてとらえているところでございますけれども、学校の教育活動におきましては児童生徒の個別事情ご理解した上で、個々にしっかりと対応していくことが必要となりますので、これまでも個人的な事情や心配事などは教師と児童生徒、そして保護者との連絡調整の中で個別対応を図ってきておりますので、マスクに関する相談についても同様に取扱いしていく考えでございます。

いずれにいたしましても、コロナ禍における感染予防の観点から、マスクの着用は欠かせないことのできない対策ということでもありますので、引き続き適切な指導に努めますとともに、感染症対策をしっかり継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 教育長の説明で学校現場での取り組み十分に理解しました。ですが、マスクをしないで登下校している子ども達がいるのは事実でございます。それも指導のもとで行っているということも理解できますが、地域住民にしてみればやっぱり、

健康面で不安を感じながら見守っている地域の方もおりますので、そういった部分広報紙や何かで学校でこのような指導をして、登下校時マスクをしない児童生徒がいるということの周知も必要かと思うのですが、その部分の対応はどのように考えていますか。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 再質問にお答えを申し上げます。

繰り返しますけれども、マスクの着用、感染予防対策の上で、これは必須というべき対策行為でありますので、この分についてはしっかりと健康面への配慮も含めた指導を継続していきたい。ご指摘いただいておりますように、登下校の中で無理をせずということとは指導をしているわけでありまして、もしこれが気の緩みからきていることであれば、学校の指導上の課題問題であるというふうに考えます。そういった面からも、視点を広くもって小中学生にしっかりとマスクの着用についての指導を図っていきたいというふうに思います。マスクを着用できない方がいらっしゃるということの理解をというふうにつきましても、小中学生のみならず、町民の皆さん方の中にもそういった対象の方がいらっしゃるのかもしれませんが、そういったことの必要性も含めまして、保健衛生部局としてしっかり調整、検討を加えながら対応を考慮していきたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） それでは、引き続き変形労働時間制導入についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） それでは引き続き通告に従い、変形労働時間制導入について質問いたします。

公立学校での変形労働時間制導入は、昨年に関連法案が成立しています。コロナ禍で多くの自治体は正確な労働時間の把握ができず条例制定を見送る中、道議会は昨年12月に札幌市を除く道内の公立学校で、教員の労働時間を1年単位で調整する変形労働時間制の導入を可能とする改正条例案を可決しました。このことにより、来年度から各市町村教育委員会の判断で導入できるようになります。北海道をはじめ、千葉県、三重県、高知県、鹿児島県など、12道県が今年度中に導入準備を始めることになりました。

道の条例ではこれまで、労働基準法に基づき週40時間の労働時間の上限を繁忙期は1日最大10時間、1週で52時間まで可能と規程、改正後は一定期間内の週平均40時間を超えない範囲とし、48時間を超える週は連続3週までとしています。北海道教育委員会は、繁忙期の超過勤務時間を夏休みに休日をもとめ取りすることを想定しており、導入する市町村は各学校の校長が対象の教員や対象期間を決めることとなります。北教組の調査では、道内教員の1カ月平均残業時間は約55時間で、国の定める上限45時間を超える教員が6割近くいたことを報告しています。これは、長時間労働の慢性化に加え、コロナ禍の負担が拍車をかけたと推察しています。このように、残業量が減らないまま変形労働時間制が

導入されれば、長時間勤務を固定化される懸念も伺えますし、環境が整っていなければ導入にも疑問が残ります。改正給特法のもと、時間外勤務の上限遵守が教育委員会や学校管理者職のプレッシャーになる中、勤務時間の過少申告が行われている実態があるとも言われております。当町において、教育委員会は勤務実態を正確に把握し、制度導入への環境整備をなされているのでしょうか。北海道教育委員会が昨年9月に、道内の市町村教育委員会と道立高校を対象に行った調査では、約8割が変形労働時間制の導入を検討したいという回答を得ています。しかしながら、中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会では、時間外勤務を正当化させる繁閑の差の劣らない状況で取り入れても機能しないなど、導入に慎重な意見もあったようです。

制度導入に当たり、慎重に対応しなければならないと考えます。当町において、正確な勤務実態の把握はできているのか。さらに、制度導入に対応した環境は整っているのか。制度導入の可否について、教育長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 但野議員からご質問の変形労働時間制導入について、お答えを申し上げます。

変形労働時間制は教職員の働き改革を推進する方策の一つといたしまして、休日いわゆる休暇のまとめ取りを目的に設けられたものでございまして、教職員の時間外勤務に対する休暇取得期間を1年間以内に延長いたしまして、長期休業期間などを活用し連続した休日休暇取得を認めることで、教職員の年間所定労働時間の維持と休暇取得環境の改善を図ろうとするものでありまして、同教委は令和2年12月に関係条例を制定いたしまして、本年4月1日から施行するものでございますけれども、教職員の働き方改革に関しましては、当町でも町のアクションプランを策定した上で、学校とともに各種取り組みを進めてきているところでございます。

ご質問の1点目でございます、教職員の勤務実態の把握につきましては、令和元年度にタイムカードを導入いたしまして実態の把握に努めているところでございますけれども、各校とも教頭職の業務量の多さが伺えるほか、教職員についても恒常的な時間外勤務の実態を確認しているところでございます。特に、中学校におきましては部活動も影響しているものと考えられますけれども、昨年度の一人1カ月平均の時間外労働時間は47時間になっておりまして、町目標値45時間を超える教職員は、実に6割を超えている実態となっております。教育委員会では、学校現場とともにこれらの改善に向けまして、校務分掌をはじめとした業務の見直し、これに加えまして一斉退庁日の設定による意識改善などに取り組んでいるところでございますけれども、ご承知のように教育改革による新たな教科への取り組み、あるいはICT機器導入による授業改善など、教職員の業務量が増加せざるを得ない実態にございまして、今後この働き方改革を進めていくためには教職員の定数増など、抜本的な改善策の検討も必要であると感じているところであります。

す。

また、2点目にご質問の変形労働時間制度の導入の考え方についてでございますが、道教委は条例を制定し市町村教育委員会に制度の運用を求めているわけでございますが、本制度は年間所定労働時間を休日休暇取得により平準化しようとするものでありまして、教職員の時間外労働の削減に直接つながるものではないことに加えまして、現場で想定される事務量、あるいは制度内容の解釈、運用に対して町教委やあるいは学校現場に十分な説明の上に浸透されていないという状況がございまして、導入に当たりましては現場の中での混乱も予想されますことから、管内の教育長会として道教委に対して制度内容や運用の考え方についての説明会の開催を求めた上で、導入時期を管内的に共通して判断していくこととしたところでございます。したがって、制度導入に関しましては令和3年度においてしっかり研究、研修し、学校現場との調整を図った上で導入時期を判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございますか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 1分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、氏家良美議員のJR日高本線廃線止に伴うバス転換についての発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 議長より発言の許可を得ましたので通告に従い、JR日高本線廃線に伴うバス転換についてを質問いたします。

いよいよ4月1日より、JR日高本線廃線に伴い転換バスによる運行が始まります。新たに構築されるバスの運行に関しては利用者の利便性の向上を考え、最大限の効果が得られるように検討をされてきたことと思います。検討に当たっては町民ニーズや利用実態等を把握し、それらを分析して基本データの一つとして踏まえた中で、今般の新たな交通体系が構築されたものと考えますが、転換バス運行について具体的にどのような考え方で進められてきたのか。また、今後の考え方について、改めて4点伺います。

1点目、通学、通院、その他、利用目的ごとの利用人数や利用頻度などの利用実態の把握はどのような方法で行われたのでしょうか。

2点目、利用者の立場に立ってきめ細やかな検討が行われてきたことと思いますが、利用者のニーズとしてどのような要望、心配事があったのでしょうか。また、その要望等に

対してバス運行に反映されているものもあるのでしょうか。

3点目、バス転換による地元利用者や観光等におけるメリット及びデメリットをどのように整理されたのでしょうか。また、その内容はどのようなものなのでしょうか。

4点目、定期運賃を利用する利用者の大半を占めると考えられる通学生については、新冠、静内間の定期運賃1カ月3,030円の負担増、年間では長期休暇を除き10カ月と考えますと、約3万円の負担増となります。今回のバス転換に伴う負担増はJRにおいて補償されますが、新1年生は対象とならないということです。しかし、12月の定例会におきまして、当町においては新1年生に対しても町独自の支援をする考えで教育委員会に指示していると答弁されました。本年は町長選挙の年であり、当初予算には盛り込まれておりません。しかし、新1年生は町長選挙と関係なく進学し、通学することを考えますと検討の結果が出ているのであれば、それを示すことで安心していただけるのではないかと考えますので、その検討結果があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問のJR日高本線廃線にともなうバス転換について、お答えいたします。

JR日高線に係る取り組みにつきましては、管内町長会議において幾度となく協議を重ね、一昨年の11月町長会議において、日高線のバス転換に向けJR北海道と個別協議入りで決定され、新型コロナウイルス感染症拡大により、町長会議が7カ月ほど開かれなかった期間があったものの、交通体系についての議論が進められた結果、日高線廃線及びバス転換の最終合意に至り、係る締結を昨年10月23日にJR北海道社長と管内7町長で取り交わしたところでございます。

JR日高線の鷓川・様似間は長大な路線であること、またこれに加え、平取町とえりも町も加えた一体的な路線となることから、事前にバス転換に向けての議論を行っていたとは言え、バス運行路線を構築するには締結後も1年以上、2年程度の期間を要するとの見解も示されたところですが、最大の利用者である高校生の通学をかながみたとき、年度途中でのダイヤ変更は好ましくないこと、さらにはJR日高線が不通となって5年半以上の歳月が経過していたことや被災が進む鉄道護岸対策もあり、早期なバス転換構築を望む声があったことから、かなり限られた期間となりますが、バス転換の開始日を本年4月1日としたところでございます。

バス路線構築にあたって、特に利用の多い通学生をはじめ、通院や買い物などの利便性を図ることを念頭に進めてきたわけですが、ニーズや利用実態の把握につきましては、管内で路線運行されている道南バス、JR北海道バス、さらにJR代行バスの全路線における利用者数を参考にしながら一体的に検討を進めるとともに、将来にわたって持続可能な交通体系といった観点も含めた中で、バス事業者を含め管内7町で鋭意協議を重ねてきました。利用者個々のニーズは多々あるとは思っておりますが、日高線転換後の体系

づくりに向け時間的な制約があった中、管内7町のそれぞれの課題も協議しながら総合的にダイヤ調整を行ったところであり、苫小牧への通院などに速達性を高めたえりも発の特急バス設定や、バスの乗り継ぎを減らし一本化した路線の運行、通学生の利便性向上のための高校乗り入れ、停留所の増設、バスの低床化の推進など一定の要望やニーズは反映されたものと思っております。

バス転換におけるデメリット、メリットにつきましては、さまざまな面で考えられると思いますが、例えばえりも、苫小牧間の特急バスについては、速達性というメリットの反面、基本的に各町1箇所、厚賀からは高規格道路経由であり、利用できない町があるなど利便性の面のデメリットがあります。また、将来にわたる持続可能性という点をとらえれば、ある程度長期的な視点での運行というメリットとはありますが、反面代行バスと路線バスの近接便を利用実態から統合している便もあり、これは利用する側としてはデメリットととらえられてしまいます。いずれにいたしましても、今後におきまして4月1日のバス転換後、利用動向を把握しながら見直しが必要な部分については、次年度のダイヤ改正に向け、管内で組織した日高地域広域公共交通確保対策協議会を中心に、バス事業者とも検討を進めることとしてございます。

最後に、通学生のJR定期運賃とバス定期運賃の差額補償につきましては、昨年第4回定例会で議員からのご質問にお答えしているとおおり、教育委員会に継続的な支援制度の検討を指示しており、教育長の令和3年度・教育行政執行方針でも述べておりますように、教育委員会としては新冠・静内間の定期運賃の差額について、町独自の支援として実施することで、6月議会での補正予算に向け準備を進めている段階でございます。なお、差額支援は4月から遡って対応する予定としてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 氏家議員、再質問をございますか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 教育委員会における検討の結果の方向性は理解できました。予算措置は4月には間に合わないわけではありますが、支援事態は4月1日にさかのぼって適用されるということで安心いたしました。また、この支援のためにはやはり財源もセットで考えなければならないと思います。JRの補償のある期間以上に支援をすることを考えているのであれば、相当の財源を確保する必要があると思います。町財政も決して余裕のある状況ではないと思います。2月に設立された日高地域広域公共交通確保対策協議会の会長であり、新ひだか町大野町長は、将来的にはJR支援金の活用も考えられると言及しているところですが、財源についてはどのように考えていますでしょうか。また、新たなバス運行体系については多くの要望等があり、そのすべて運行体系に反映させることができないことであることは理解しますし、現在の検討された結果である、発表された運行体系が現状ではベストであろうと思います。しかし、新聞報道では乗客がほほいない状態で走る代行バスもある中、新たな交通体系での課題は利用促進策であり、町村会会長の坂下様似町長も一番大事なのは、多くの人に乘ってもらうことと指摘されております。利用者の

多くは日高管内で暮らす住民であると思います。人口減少による利用者の減少が懸念される一方で、高齢化が進むことによる交通弱者の増加も想定しなければならないなど、将来に向かってバス運行存続させるためには、地域住民がこの新たなバスを地域の身近でかけがえのない足としてとらえ、当事者意識を持ってもらわなければならないと思います。今回においても、当事者意識の醸成や有効な利用促進策を生むには、バス転換の方針を決め、そのあり方を検討する段階で地域住民とかかわりをできる限り持って進めることが必要であったのではないかと思います。今回のバス運行体系ができた背景には、時間的余裕のない中で検討されたとは言え、このように地域住民とかかわりが薄く、当事者意識を持つことができていないのではないかと想像すると残念に思います。今回、検討された運行体系が現段階においてベストの体系であったとしても、大切なのはその検討結果に至った経緯であると思います。このことは町長の考える開かれた行政にも共通するところがあると思いますので、今回の住民参画の機会確保ということについて、どのような考えのもと協議検討に当たったのかお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再質問にお答えいたします。

さきに申し上げましたように、4月1日からのバス転換により高校生の通学費が増額負担の課題解消と合わせ、保護者の経済的負担軽減を図るため教育委員会に継続的な支援制度の検討を示したところで、バス通学生の支援体制については各町それぞれ異なることをかんがみ、現時点では町単独費での支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。また、広く利用者や住民の希望や意見を徴してはとの再質問ですが、さきの答弁とも重なりますが利用される方の目的や状況によって要望はさまざま生じますし、各町それぞれの課題もありますことから、その全てを限られた条件の中で網羅するわけにもまいりません。不通になって6年、バス転換合意に至った以上、一刻も早くバスによる地域公共交通を開始し、検証改善を繰り返しながらよりよい交通体系を確立する管内7町の総意でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○8番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、氏家議員の一般質問を終わります。

次に、竹中進一議員の高齢者向け自己抑制急発進・緊急停止装置等への普及促進の発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 議長より発言の許可を得ましたので通告に従い、一般質問いたします。

我が町における交通安全対策につきましては相当力を入れて推進いたしておりますが、軽微な事故等の発生はかなりあるのではないかとおもわれます。本年2月本町にて建物への損害物損事故、15日には同じく国道235号線においても交通死亡事故が発生し、昨年9

月 26 日交通事故ゼロ 1,000 日を達成いたしました当町にとって、大変残念なことになってしまいました。しかし、これにより町民の交通安全に対する意識と関心はさらに高まっているのではないかと推察されるところでございます。このたびの物損事故は道路の積雪により、スリップして慌ててブレーキペダルの踏み間違いをしたということも考えられます。もう 1 件の国道の交通死亡事故は高齢者でありましたが、今後再発防止のために発生状況の確認やさらなる改善を行い、同じような事故をなくする、あるいは被害の軽減を図っていくためにどのような交通安全対策が講じられているのかをお伺いいたします。

また、高齢者への事故防止方策ですが、以前 2017 年 6 月定例会に同様の一般質問をいたし、一定のご答弁はいただいておりますが、近年車社会の潮流として脱内燃機関以外への転換と安全性を求めて、自動運転への技術の革新が急激に進められてきており、世界中のメーカーが膨大な予算を投じ、最先端技術開発にしのぎを削っております。国は 2021 年をめどに、自動運転レベル 3 の実現化段階へ加速する目標を掲げておりましたが、本年 3 月 5 日には世界に先駆け国産メーカーがレベル 3 の乗用車を市販することとなりました。このようなレベル 3 以上の各メーカーの自立自動運転技術開発は、レベル 2 までの運転支援事故軽減装置の進化にも生かされ、万が一の事故抑制につながる急発進をし、緊急停止装置の精度向上、システムの改良進化につながっております。そのほかにも前走車との一定間隔を保持し、追従走行を行うアダプティブ・クルーズ・コントロールや車線の中央を走行するよう、ステアリング操作をサポートする車線中央維持機能等がございますが、主題の 2 種類のサポート装置は新車購入時にメーカーオプションとしてセットされているもののほか、後づけできるタイプも市販されております。これら装置により交通事故防止、あるいは事故被害軽減の有効性が認められるところとなり、国もサポカー補助金制度を 2020 年 3 月 9 日から始め、乗用車で最大 10 万円、軽自動車で 7 万円、中古車で 2 万円の補助が受けられます。しかし、ペダルの踏み違い緊急発進抑制装置はすでに所有している車も補助対象ですが、取り付けは認定事業所のみでなければならないこととなっております。

一方、走行車の衝突被害軽減ブレーキ装置の装着率を見ますと、2017 年発売された新車の 77.8% がすでに装着済みで、現在はさらに相当上がっているのではないかと推察されます。ただし、国の補助の対象になるのは新車、または中古車購入後 1 カ月以内のみの申請が対象となっております。2021 年 11 月以降に発売される新型の国産車は、衝突被害軽減ブレーキが義務化されることになっておりますが、すでに所有している車には衝突被害軽減ブレーキ装置取り付けが国の補助対象とはなっておりません。希望すれば町の整備工場でも取り付け可能化となっておりますので、高齢者がこの装置を希望した場合、新冠町独自の補助制度を設ける必要があるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。サポカー補助制度は日高管内においてすでに浦河町で実施されておりますし、新年度に向けて国の上乗せ制度が苫小牧市でも 70 歳以上を対象に検討されております。新冠町においても今後高齢者による運転者の比率が非常に増加してまいることが予想されますが、現在の車

社会の中で高齢者に免許返納等で自動車のない暮らしへの干渉のみを進めるのは、あったものがなくなることへの不便感をはかり知れないものがあると思います。普段運転に自信を持っておられても単独の場合ではないことでもありますので、万が一の際にこれらの装置が備わっていれば事故の未然防止、あるいは被害の軽減を図ることができ期待できるとともに、高齢者の運転を心配する家族にとっても、幾ばくかの安心感を与えられるのではないかと思います。

高齢者の運転比率の高まる新冠町において、町民の生命、財産を守らなければならない自治体の役目として、高齢者向け事故抑制急発進防止緊急停止装置とペダル踏み間違い急発進抑制装置への普及促進を図るため、ぜひとも国の上乘せ制度と対象外への補助制度を設けるべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問の高齢者向け事故抑制、急発進・緊急停止装置等への普及促進について、お答えいたします。

1点目、近年の当町における交通事故発生状況についてですが、北海道札幌方面静内警察署によりますと、過去5年間の発生件数は合計25件で、その内訳は平成28年が7件、29年が4件、30年が4件、令和元年が7件、2年が3件となっており、十数年前と比較すると減少傾向にあるとのことです。しかしながら、令和3年2月15日国道235号線新冠静内間において死亡事故が発生し、平成29年12月31日の死亡事故以来続いておりました交通事故死ゼロの日が、残念ながら1,141日で途絶えてしまいました。事故発生を受け静内警察署、町、交通安全推進委員会、道路管理者である国土交通省北海道開発局による事故現場の診断を行ったところではありますが、事故の原因等について引き続き捜査中であり、現段階においては原因究明には至っておりません。現場は直線から緩やかにカーブする道路で制限速度は60キロ、追越し禁止解除区間であり、以前から事故が多いとされる場所であることから、その対策としてセンターラインに波状面を作り、通過すると音と振動を与えるランドルストリップスを施す交通事故多しの啓発看板を設置するなど、現在検討されているところでございます。

2点目、高齢者向け事故抑制についてですが、以前議員から同様のご質問をいただきお答えいたしましたが、道路交通法では平成21年の改正により、75歳以上の高齢運転者は3年に1度の免許更新時に認知機能検査が義務付けられ、さらには平成29年の改正では、検査によって認知症のおそれがあるとされた場合医師の診断が義務付けられ、診断の結果認知症と判断されたなら免許停止、あるいは免許取り消しとされることとなっております。高齢運転者による事故の実態を静内警察署に聞き取り調査をしましたところ、先ほど申し上げました平成28年から令和2年の5年間における新冠町全体の交通事故件数が25件、その内65歳以上の高齢者が起こした事故は6件で、24%が高齢者による事故となっております。当町では、令和元年度より高齢者運転免許証自主返納支援事業として、65

歳以上の高齢者を対象に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた場合、一律 5,000 円の補助を行っており、令和 2 年 12 月末現在で累計 24 件の補助金交付実績となっております。また、静内警察署からの情報によりますと、当町の運転免許証返納者の総数は、平成 28 年から累計 42 名となっており、半数以上の方が補助制度を利用しており、高齢者が運転を見直す機会の一助となっていると考えているところでございます。

3 点目、急発進・緊急停止装置等の普及促進についてですが、以前ご質問があった当時はその装置の安全性、効果等について確立されていないものと認識しているところであり、高齢者の事故防止との関連性も含め、これからの情勢を見守って行きたいと答弁させていただきました。その後、国土交通省では後から取り付けられる安全装置として、ペダル踏み間違い急発進抑制装置と障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置については性能認定制度を創設し、自動車メーカーで 10 種類、部品用品メーカーでは 8 種類が認定されており、さらにはこの間の技術進歩により、新車時から対歩行者の衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違い急発進抑制装置が取り付けられた車種が数多く販売され、サポカーとして認知されているところでございます。経済産業省では、これらの装置が備わっている自動車にサポカー補助金として、搭載する機能によって 2 万円から 10 万円までの助成を行い、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置購入補助として、2 万円から 4 万円の助成を行っているところでございます。次に、近隣市町の状況ですが、浦河町が平成 30 年度よりサポカー購入に対し、1 人につき 1 台 5 万円の補助金を交付しておりますが、現在は国の制度を優先しているとのことでございます。また、苫小牧市においては令和 3 年度当初予算案で後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置に対し、購入金額から国の助成金を除いた自己負担の 2 分の 1 以内、上限 1 万円から 2 万円の補助制度を盛り込んでいと聞いているところでございます。これまで述べました抑制装置は、いずれも一定の条件のもとでの作動であり、すべての状況において完全に自動停止するものではなく、あくまでも運転者の補助的機能であり、高齢者の運転については踏み間違いの急発進だけではなく、信号や標識の見落とし、交通状況の変化に対応できないなど、判断力の衰えが事故の大きな要因となっているものと捉えてございます。

4 点目、装置の普及促進のため国の上乗せ制度を設ける考えはないかについてですが、町民の皆さまにおかれましてはサポカー補助金等の国の制度を活用していただきながら、町としてはこれからも引き続き運転免許証返納の促しや警察署、交通安全推進委員会など、関係機関との連携により高齢運転者の事故防止に向け、臨機応変に施策を検討し進めてまいる所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員、再質問ございますか

○6 番（竹中進一君） ございません。

○議長（荒木正光君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

次に、須崎栄子議員の開かれた行政の推進についての発言を許可いたします。

須崎議員。

○7番（須崎栄子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして開かれた行政の推進についての一般質問をさせていただきます。

昨年、第4回定例会における鳴海町長の決意表明を聞いた上での質問になります。そして、私の思いも含めて質問させていただきます。私が議会議員になってから2期目6年になります。私が議員を目指すに至った大きな理由が、町民の声を地域の声を女性の立場で議会の場で町長に伝えたいという思いが大きくなったこと、そして周囲の支えでした。これまで議会あるいは委員会の中で行政に対し、あるいは町長に対し、私なりに町民の声を伝えることができているのではないかと考えているところです。また、日ごろより鳴海町長をはじめ、多くの役場職員の方々が真摯な姿勢で対応をいただいていることに感謝の思いであります。また、町民の声を届けるという方法としては私たち議会議員の働きだけではなく、行政としても町政懇談会などの事業を行うことで町民の声を聞き取っているということは承知しています。

鳴海町長の公約の柱の1つとして、開かれた行政の推進があるのはそのことを指しているものと考えております。しかしながら、公約の柱の中で開かれた行政の推進という施策については、推進しているという印象を持つことができないでおります。昨年、第4回定例会における町長の公約の達成度合いの中で述べていた8つの柱の中でも、ほかの公約の実現と比べると見劣りがするという思いをいただきました。1つ例を挙げますと、せっかく再開され、例年を行われている町政懇談会が昨年は新型コロナウイルスを理由に実施されなかったことは、私としては残念でなりません。多くの人が集まるとは言えない懇談会の場が、何の工夫もなく中止となったことは開かれた行政の推進ではなく、後退の感すらしております。確かに多くの人が集まらないということは、実施する効果に疑問を持つかもしれません。しかし、町長の考えを直接聞くことができる機会というのは大切だと思います。コロナ禍の影響はまだしばらく続くと言われております。ことしも実施されないのではないかと不安が消えません。町長の考えを直接聞くことができる場である町政懇談会を大切にしたいという思いがあります。

私自身、町民の声を伝えることに今後も頑張りたいと思います。そして、鳴海町長におかれましてもぜひこれからも今まで以上に、町民の声を聞き取る、耳を傾けるという姿勢を大切にしたいという思いから、1点目、コロナ禍における町政懇談会の継続について。2点目、開かれた行政についてより一層の推進を図る考えは。

以上の2点について、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 須崎栄子議員からご質問の開かれた行政の推進について、お答えいたします。

町民と行政の協働のまちづくり並びに住民目線に立った町政の推進のため、町民との対話や町民の生の声を聞く機会は重要との考えから、町長が地域に出向き、町民と膝を交え

て町の取り組みや各種事業の方向性などについて説明を行うとともに、地域の方々と地域の課題などについて意見交換を行うため、私が町長に就任以来、町政懇談会を開催してまいりました。今年度につきましても、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではありませんでしたが、町民との膝を交えた機会は必要であることから、参加者の方々に感染症対策をお願いして開催するべく、各自治会長さんと日程調整を行い、11月16日から20日の5日間の開催を決め、10月21日付で各自治会長あてに開催の案内を通知するとともに、10月23日には町政事務委託文書で町民周知を図ったところでございます。しかしながら、開催案内を差し上げた頃から道内において新型コロナウイルス感染症が増加傾向を示し、北海道では10月28日に警戒ステージ2への移行、その後も急激な増加が続き11月6日には警戒ステージ3に引き上げられたことから、週明けの11月9日、新冠町新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、感染症まん延防止や季節型インフルエンザの流行期を迎える時期であり、さらなる警戒が必要であることに加え、10月中旬発生した近隣高等学校のクラスターによる町民の不安解消を図る上からも、やむなく今年度の開催を中止したものであり、事情をお察しいただきたいと存じます。

私は、町民にとって何が必要かつ優先すべき課題であるかをしっかりと見極めるためにも町民の皆さんとしっかりと向き合い、町民の声が活かされる町政の実現にまい進していく気持ちに一切変わりはなく、今年度は中止いたしました但町政懇談会は継続してまいりたいと考えてございます。しかしながら、これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症対策の中で、状況によっては町民生活の安心、安全を優先し、ことしのような特殊事情が生じることも、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

開かれた行政につきましては、私が町長に就任以来、町政懇談会や自治会長会議の開催をはじめ、住民参画のまちづくりを一層推進するためのマイタウン30委員会、さらには町ホームページに町長の日記の掲載など、さまざまな機会を通じて町が取り組んでいる事業や、これから取り組もうとしている政策の経過などを公開し、行政と町民の皆様の情報共有に努めているところであり、今後も皆様のご意見に耳を傾け、これらの取り組みをより一層進めてまいり所存でございます。

○議長（荒木正光君） 須崎議員、再質問ございますか。

須崎議員。

○7番（須崎栄子君） 町民の声を聞き取るという面から質問させていただきましたけれども、そのほかの場面では、例えば議員協議会において第三セクターの経営状態について、鳴海町長は私たちの踏み込んだ質問に答えていただくなど、以前とは違いオープンだと感じております。鳴海町長の今後の町政運営に当たっては、これまで以上に町長の心の開いた町政運営をお願いいたします。答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 答弁はいらぬということでしたが、私の基本姿勢はこれまでも申し上げましているとおおり、町民の声が生かされる町政、わかりやすく公平公正

な町政、町民と行政の協働の町づくりを掲げてございますので、引き続き町民に広く開襟解禁姿勢で臨み、そこで得るものを町議会皆様方ともども町政運営に生かしてまいりたいと考えてございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと存じます。

- 議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。
- 7番（須崎栄子君） ありません。ありがとうございました。
- 議長（荒木正光君） 以上で、須崎議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

◎閉議宣告

- 議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでございました。

（午前11時46分 散会）